

広島県内の地方、家庭、簡易裁判所の管轄区域表

地家裁本庁	地家裁支部	検察審査会	簡易裁判所	管轄区域
広島		広島第一 広島第二	広島	広島市のうち 中区 東区 南区 西区 安芸区 佐伯区 安佐南区のうち 安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の 各所管区域（下の表の①エリア）  廿日市市 安芸郡
広島		広島第一 広島第二	東広島	東広島市 三原市のうち 大和町
広島		広島第一 広島第二	可部	広島市のうち 安佐北区 安佐南区のうち 安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の 各所管区域を除く区域（下の表の②エリア）  山県郡 安芸高田市のうち 八千代町
広島		広島第一 広島第二	大竹	大竹市
広島	呉	呉	呉	呉市 江田島市
広島	呉	呉	竹原	竹原市 豊田郡
広島	尾道	尾道	尾道	尾道市 三原市のうち 大和町を除く区域 世羅郡世羅町のうち 世羅町役場せらにし支所の所管区域を除く 区域（下の表の③エリア）
広島	福山	福山	福山	福山市 神石郡
広島	福山	福山	府中	府中市 三次市のうち 甲奴町 庄原市のうち 総領町
広島	三次	三次	三次	三次市のうち 甲奴町を除く区域 安芸高田市のうち 八千代町を除く区域 世羅郡世羅町のうち 世羅町役場せらにし支所の所管区域 （下の表の④エリア）
広島	三次	三次	庄原	庄原市のうち 総領町を除く区域

出張所・支所	所管区域	所管区域を除く区域
安佐南区役所祇園出張所	祇園 長束 長東西 西原 東原 山本 山本新町 ①	相田 大町 大町西 大町東 上安 川内 高取北 高取南 長楽寺 中須 中筋 東野 毘沙門台 毘沙門台東 古市 緑井 八木 安東 ②
安佐南区役所沼田出張所	大塚西 大塚東 伴北 伴中央 伴西 伴東 伴南 沼田町 ①	
世羅町役場せらにし支所	小国 上津田 黒川 下津田 中 長田 山中福田 吉原 ④	青近 青水 青山 赤屋 伊尾 井折 宇津戸 小世良 小谷 賀茂 川尻 京丸 黒淵 甲山 三郎丸 重永 津口 寺町 田打 徳市 戸張 中原 西上原 西神崎 東上原 東神崎 別迫 堀越 本郷 安田 ③

注意事項

- ・事件の種類等によっては、本管轄区域表と管轄が異なる場合がありますので、申立ての際には、お近くの裁判所にご確認ください。
- ・本管轄区域表は、「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」に基づくものですが、市町村名等の表示については、平成27年2月2日現在の行政区画等に基づくもので、実際の法律とは異なりますのでご注意ください。